

組 合 員 種 別 異 動 届 書

組合員証 記号番号			組合員 氏名					
異 動 事 項	年月日		平成 年 月 日					
	組合員の種別	異動	11	一般組合員	特別職	特別職員	手当なし	
			12				手当あり	
			13			常勤的非常勤職員	手当なし	
			14				手当あり	
		10	一般職		手当あり			
		15	一般職(専従職員)		手当あり			
		30	特定消防組合員				手当あり	
		74	(在職派遣職員)				/	
	該当する数字を○で囲む	異動	11	一般組合員	特別職	特別職員	手当なし	
			12				手当あり	
			13			常勤的非常勤職員	手当なし	
			14				手当あり	
		10	一般職		手当あり			
		15	一般職(専従職員)		手当あり			
		30	特定消防組合員				手当あり	
		74	(在職派遣職員)				/	
	異動事由							
	異動後の給料	職() 級 号給				円		
	の給料	給料の調整額				円		
会計科目								
部課署								
上記のとおり組合員の種別が異動したので届け出ます。 石川県市町村職員共済組合理事長 様 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 所属所長 職名 氏名 印 </div>								

- (注) (1)「特別職員」とは、副市長・副町長及び教育長をいう。
- (2)「常勤的非常勤職員」とは、臨時職員及び嘱託員等で、常勤職員の勤務時間以上勤務した日が月18日以上(休暇を含み、日曜日・土曜日及び祝日法による休日を除く)で、引き続き12月を超えるに至った者をいう。
- (3)「手当」とは、通勤手当・期末手当・勤勉手当・寒冷地手当・災害派遣手当及び退職手当以外の手当が制度として支給される場合をいう。